

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 4 月 30 日

コウエイコウギョウ

申請者 氏名又は名称 高栄工業 株式会社
 住所 奈良県天理市田部町94-5
 代表者氏名 代表取締役 氏原 宗志
 電話番号 0943-63-2355
 FAX番号 0943-62-3102
 メールアドレス m.u.kouei@celery.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数	/	者
----------------	---	---

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 6 年 4 月 30 日

申請者 氏名又は名称 高栄工業株式会社
フュエイコウギョウ
〒632-0017
住 所 奈良県天理市田部町94-5
代表者氏名 代表取締役 氏原里心
ケイハラ リン
電話番号 0743-63-2355

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 名	フ リ ガ ナ 名
代表取締役 氏原里心 ケイハラ リン 取締役 氏原誠 ケイハラ マコト 監査役 氏原麻未 ケイハラ マミ 取締役 大宅邦生 オカサキ フクオ	フ リ ガ ナ 名
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	コウエイコウゲン 高栄工業株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 632-0017 住所 奈良県天理市田部町94-5 電話番号 0743-63-2355 FAX番号 0743-62-3102 メールアドレス m.u.kouei@celery.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ウジハラ マコ 氏原 誠	第290124号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機械器具調書

令和 6 年 4 月 30 日 現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用 機械器具	金切りのこ 塩ビカッター " " " " ロータリーバンドソー 電子セパーソー	固定式鋸弦 VC63 VC48 VC34 2107FW JR188D	1 3 3 3 1 2	
管の加工用 機械器具	やすり パイプねじ切り器	300平型判丸型 N-100A	3 1	
管の接合用 機械器具	トーチランプ パイプレンチ スパンナ	ガスボンベ式 13mm～150mm	3 10 10	
水圧テスト ポンプ	手動式テスト	T50KF	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 4 月 30 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者 氏名

高栄工業株式会社

奈良県天理市田部町94-5

代表取締役 氏原里志

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県天理市田部町 94 番地の 5
高栄工業株式会社

会社法人等番号	1500-01-006474	
商 号	高栄工業株式会社	
本 店	<u>奈良県天理市櫟本町 2237 番地の 1</u> <u>奈良県天理市田部町 94 番地の 5</u> 昭和 48 年 8 月 1 日 移転	
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和 45 年 12 月 1 日	
目 的	1. 空気調和及給排水衛生設備設計施行 2. 上記附帯設備工事一切 3. 臭氣防止及汚物処理液（エンパイロンメンタルエイドほほえみ）販売 4. ジュータンクリーニング	
発行可能株式総数	6 万 4000 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2 万 株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成 17 年法律第 87 号第 1 36 条の規定により平成 18 年 5 月 3 日登記	
資本金の額	金 1000 万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 氏 原 里 志 取締役 氏 原 里 志	平成 29 年 7 月 18 日重任 平成 29 年 7 月 20 日登記 令和 3 年 7 月 15 日重任 令和 3 年 7 月 15 日登記

奈良県天理市田部町94番地の5
高栄工業株式会社

	取締役 <u>大宅邦生</u>	平成29年 7月18日重任 平成29年 7月20日登記
	取締役 <u>大宅邦生</u>	令和3年 7月15日重任 令和3年 7月15日登記
	取締役 <u>氏原誠</u>	平成29年 7月18日就任 平成29年 7月20日登記
	取締役 <u>氏原誠</u>	令和3年 7月15日重任 令和3年 7月15日登記
	奈良県天理市田部町94番地5 <u>代表取締役 氏原里志</u>	平成29年 7月18日重任 平成29年 7月20日登記
	奈良県天理市田部町94番地5 <u>代表取締役 氏原里志</u>	令和3年 7月15日重任 令和3年 7月15日登記
	監査役 <u>是永記里子</u>	平成29年 7月18日重任 平成29年 7月20日登記
	監査役 <u>氏原麻未</u>	令和3年 7月15日就任 令和3年 7月15日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成29年 7月20日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記

奈良県天理市田部町 94 番地の 5
高栄工業株式会社

登記記録に関する
事項

平成 17 年法務省令第 19 号附則第 3 条第 2 項の規定により

平成 18 年 3 月 15 日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 6 年 4 月 22 日

奈良地方法務局

登記官

岡 本 基 治



高榮工業株式会社定款

昭和 年 月 日作成

昭和 40 年 11 月 11 日 公証人認証

昭和 40 年 12 月 1 日 会社成立

龍溪

卷之三

三

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、**高栄工業株式会社**
と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. **空気調和及給排水衛生設備設計施工**
2. **上記附帯設備工事一切**

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を**天理市様本町**
に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、**官報**
に掲載する。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、**16,000** 株とし、すべて額面株式とする。

(額面株式1株の金額)

第6条 当会社の発行する額面株式1株の金額は、金500円とする。

(株券)

第7条 当会社の株券は、すべて記名式とし、1株券、10株券及び100株券の3種類とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(名義書換)

第9条 当会社の株式につき名義書換を請求するには、当会社で定める請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- ② 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、当会社の請求により、その事由を証する書面及び株券を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示のまゝ消についても同様とする。

(株券の再発行)

第11条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- ② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第12条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第13条 当会社は、毎決算期の翌日から定期株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

- ② 前項の場合のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは取締役会の決議により株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。この場合には、その期間又は基準日を2週間前に公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第14条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社の定める書式により、その氏名住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第15条 当会社の定期株主総会は、決算期より2ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(議長)

第16条 株主総会の議長は社長がこれに當る。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があるときは、出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

(決議)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか

出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役及び監査役の員数)

第18条 当会社の取締役は3名以上 7名以内、監査役は 1名以上とする。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において発行済株式の総数の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(取締役及び監査役の任期)

- 第20条 取締役の任期は2年、監査役の任期は1年とする。ただし、任期中の最終の決算期に関する定時株主総会が任期満了後に終結するときは、その終結に至るまで任期を伸長する。
② 補欠又は増員により選任された取締役又は監査役の任期は、他の取締役又は監査役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は、その定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は、各取締役に対して会日の5日前に発するものとする。ただし緊急の必要があるときは会日の2日前に発することを妨げない。

(代表取締役)

第22条 当会社を代表すべき取締役又はその共同代表の定めは、取締役会の決議によりこれを定める。

(業務の執行)

第23条 当会社には社長1名の他、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。

- ② 社長は取締役会の決議にもとづき当会社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は社長を補佐してこれを分掌する。
- ③ 社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬及び慰労金)

第24条 取締役及び監査役の報酬及び慰労金は株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第25条 当会社の営業年度は毎年 6月 / 日から

翌年 4月 31日までの年 / 期とする。

(利益配当)

第26条 利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された最終の株主又は質権者に配当する。

第27条 株主配当金は、その支払通知の日から満2年を経過しても受領のないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第28条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式

4,000 株とし、1株の発行価額を金500円とする。

(最初の営業年度)

第29条 当会社の第1期の営業年度は、当会社成立の日より昭和 46 年
5月 31 日までとする。

(最初の取締役の任期)

第30条 当会社の最初の取締役の任期は、就任後第 1 回目の定時株主総会の終結に至るまでとする。

(創立費用の負担)

第31条 当会社の創立費用は発起人これを負担する。

(発 起 人)

第32条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引受けた株式数は次のとおりである。

(住所) 守口市大坂東町78番地
額面株式 2,800 株 (氏名) 氏原道教

(住所) 高知県吾川郡伊野町3645 番地
同 160 株 (氏名) 片岡常里

(住所) 守口市大坂東町78番地
同 400 株 (氏名) 氏原和子

(住所) 守口市大坂東町 78 番地
同 200 株 (氏名) 山根敬美

1字削除
1字加入

(住所) 高知県吾川郡伊野町3645番地
額面株式 80 株(氏名) 片岡 美季子

(住所) 高知県吾川郡伊野町3402番地
同 160 株(氏名) 曽我部 政義

(住所) 高知市豊里町17番8号
同 160 株(氏名) 氏原 隆夫

東 岩 葉 心

宇 滅 順 內

子 治 美 國 伸

夫 順 勝 內

善 古 喜 夫 伸

以上 高榮工業株式会社を設立のため、この定款を作成し、
発起人下記に記名押印する。

昭和 45年 11月 11日

発起人

氏原道教



同

片岡常里



同

山根敬美



同

氏原和子



同

片岡美代子



同

氏原睦夫



同

曾我部政義



本處地方法務局所屬事務處
關市公班

拍賣開標

標

標號 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

標號 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

五拍 拍賣開標事項由 7 月 1 日起至 7 月 15 日止

標號 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

標號

標號

標

第一四三式 号

認証

高榮工業株式会社の在起人氏原道
叙外六名の代理人大左吉子次

は右定款式通を提出しその各通について前記

登記人各自の記名押印であることを自認した

左が右空欄中第幾段第何行に名を記入

却除、第幾段第何行に名を記入却除

あり

右認証する

昭和四年五月十五日本職役場において

奈良市内寺原町六番地林業会館ビル三階



1. 齐了口角 中1手抹伤 1手插入

1. 齐了口角 12行回中1手抹伤 1手插入

)

)

)

)

)

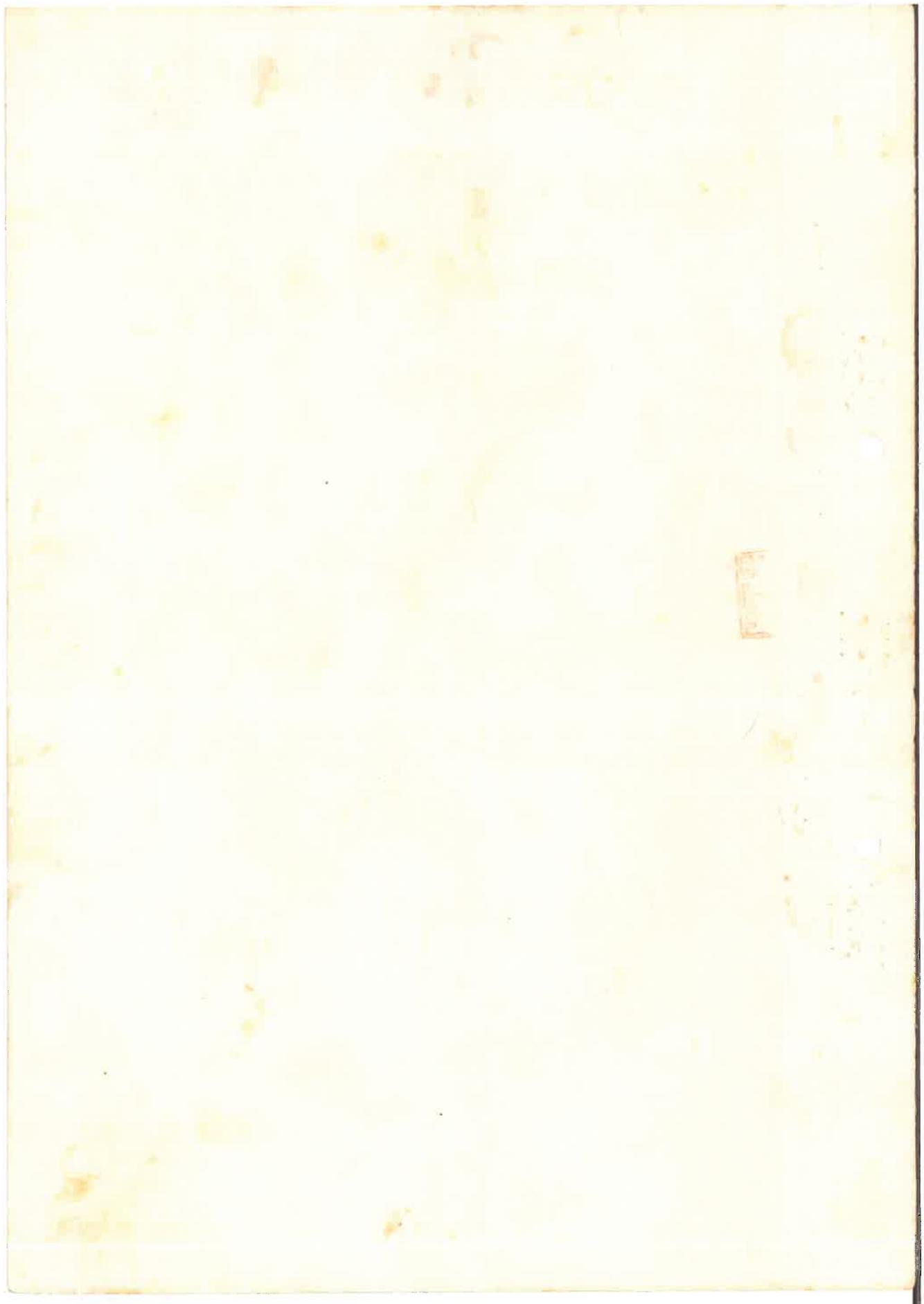
)

)

)

)







取締役会議事録

昭和 年 月 日 午 時 分より
当会社創立事務所内において、取締役全員出席のもとに、
取締役会を開催し、下記議案につき、可決確定の上 午
時 分 散会した。

出席取締役 名 (全取締役数 名)

1. 代表取締役選任の件

取締役 氏原道教 は、選ばれて議長となり、定款第22条に基づいて当会社を代表すべき取締役を選任したい旨を諮ったところ、全員一致により次の者を選任した。
なお被選任者は、その就任を承諾した。

代表取締役 (氏名)

1. 本店所在場所決定の件

議長は、本店の所在場所を決定したい旨を諮ったところ、全員一致により当会社創立事務所である下記の地に置くことに決定した。

本店

議長は、以上をもって、議案全部を終ったので閉会する旨を宣した。

上記決議を明確にするため、この議事録を作り出席取締役全員次に記名押印する。



昭和 年 月 日

(商号) 高原工業株式会社

出席取締役 氏原道教

同 山根敬美

同 氏原和子

氏原睦文

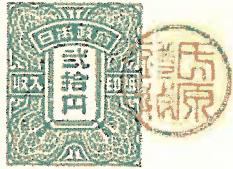


本支店の販賣を司るに當り、其の運営事務は、
販賣上に起るる問題等、支店の運営に於ける事務等
は、總務部の監督下に於ける。販賣上に起るる事務等
は、販賣部の監督下に於ける。販賣上に起るる事務等
は、販賣部の監督下に於ける。

同上

本支店の販賣を司るに當り、其の運営事務は、
販賣上に起るる問題等、支店の運営に於ける事務等
は、總務部の監督下に於ける。販賣上に起るる事務等
は、販賣部の監督下に於ける。販賣上に起るる事務等
は、販賣部の監督下に於ける。

官吏士官開示や公表等を期する事無く、販賣上に起るる事務等
は、販賣部の監督下に於ける。販賣上に起るる事務等
は、販賣部の監督下に於ける。販賣上に起るる事務等
は、販賣部の監督下に於ける。販賣上に起るる事務等
は、販賣部の監督下に於ける。



委任状

住所

私は 氏名 を代理人と定め、
次の権限を委任する。

1. 当会社の設立登記申請に関する件

1. 原本還付請求並びに受領の件

昭和 二十六年 十一月 三十日

(本店) 天理市櫻本町高品

(商号) 高榮工業株式会社

代表取締役 武原道致





狀　呈　委



領主

の宝と入野方を

呑刀　封印

。るす玉委を則辭の大

持るす関口齋申請登立體の持合書。丁

持の齋受取並奉齋付數本願。丁

日 一 月 一 年 一 月 一日

四萬西本縣年數大 (吉本)

正令添入新上米萬 (吉本)



持主

貢辭難夷介



発起人会議事録

昭和 年 月 日当会社創立事務所内において、発起人全員出席のもとに、発起人会を開催した。発起人 氏原道教 は選ばれて議長となり、下記規約を定めたい旨諮ったところ、全員一致によりこれを可決確定した。

規 約

1. 商 号 高榮工業株式会社
2. 目 的 1. 空氣調和と給排水衛生設備設計施工
2. 上記付帯設備工事一切
3. 会社が発行する株式総数は 16,000 株、設立に際して発行する株式数は 4,000 株とする。
発行する額面株式の額面金額は、1株金 500 円とし、設立に際しての発行価額は、1株につき金 500 円とする。
4. 設立に際して発行する株式のうち 3,960 株は発起人が引受け、残り 40 株は縁故募集する。
5. 発起人の員数は 7 名とし、各発起人は 1 株以上を引受ける。
設立費用は、発起人が負担する。
6. 発起人は、会社の設立に関し、報酬及び特別利益をうけない。また現物出資をしない。
7. 発起人総代を 氏原道教 と定め、発起人総代は発起人会の多数決による決議にもとづいて、定款、株式申込証、事業目論見書等の作成、株式の募集割当、払込請求、創立総会の招集、その他会社設立に関する一切の事務を執行する。



8. 払込を取扱う金融機関及び取扱場所を、次のとおりとする。

(払込を取扱う金融機関の所在場所) 天理市三島町

(払込を取扱う金融機関の名称) 南都銀行天理支店

以上の決定を証するため議事録を作成し、出席した発起人全員これに記名押印する。

昭和 年 月 日

(商号) 高岡工業株式会社

住所 守口市大坂東町18番地

発起人 氏名 氏原道教

住所 高知県吾川郡伊野町364番地

発起人 氏名 片岡常里

住所 守口市大坂東町18番地

発起人 氏名 氏原和子

住所 守口市大坂東町18番地

発起人 氏名 山根旅美

住所 高知県吾川郡伊野町364番地

発起人 氏名 片岡美代子

住所 高知県吾川郡伊野町3402番地

発起人 氏名 曾我部政義

住所 富尾川市豊里町17番8号

発起人 氏名 氏原睦夫



商法第168条の2の発起人全員の同意書

本日、発起人全員の同意をもって、会社が設立の際に発行する株式に関する事項を、次のように定める。

1. 株式の種類及び数

額面普通株式 4,000 株

1. 株式の発行価額

金 500 円

上記の事実を証するため、発起人の全員次に記名押印する。)

昭和 年 月 日

(商号) 高栄工業株式会社

発起人 氏原道義



発起人 片岡常里



発起人 氏原和子



発起人 山根敬美



発起人 片岡美代子



発起人 曾我部政義



発起人 氏原睦夫





書意同の員全人頭税の2の条801業去商

支那銀の割の立場や其会、アーチモニ意同の員全人頭税、日本
の宝くじの大、を貢する支那の左林と

達ひ又賄鮮の左林。1

林 000.4 左林頭普面貢

田 002 貢面支那の左林。1

。必ず昭和年號の大員全の人頭税、めぐるす正月の實事の信土

日 月 年 味印

高業工株式会社 (登商)

	送風室	人頭税
	里海園	人頭税
	新東洋	人頭税
	新華山	人頭税
	新文美園	人頭税
	新南洋	人頭税
	夫妻裏	人頭税



株式引受書

1. (商号) 高宗工業株式会社

額面株式 2,000 株

この金額 金 1,400,000 円

ただし 1 株につき金 500 円

上記のとおり当会社の発起人として株式を引受けます。

昭和 年 月 日

住所 新潟市下城東町18番地

発起人 氏名 氏 原 道 敦



(商号) 高宗工業株式会社

発起人総代御中



左林 田中受



株式会社左林 (号商) 一

林 002.5 左林面額

円 000.00 金 賞金の二

円 002.5 金ちこ田林 」

。左林受田中左林ア 」 人味發の金券當りはの旨上

日 月 年 味部



味部入味發

味部 入味發

株式会社左林 (号商)

中味分入味發



株式引受書

1. (商号) 高崇工業株式会社

額面株式 160 株

この金額 金 $10,000$ 円
ただし 1 株につき金 500 円

上記のとおり当会社の発起人として株式を引受けます。

昭和 年 月 日

住所 高知縣長川郡伊野町364上番地
発起人 氏名 片岡常星



(商号) 高崇工業株式会社

発起人総代御中



左林口受書

右林口受書 (是商) 一

耕

八

左林面露

田 00.08 金 賠金の二

田 00.25 金ちこ左林工事費

土請の上に左林より人頭税の金當りをも受取る。

日 月 年 曆

右林口受書 (是商) 三九四年正月



右林口受書

是商

右林口受書 (是商)

中職付添人頭税



株式引受書

1. (商号) 高榮工業株式会社

額面株式 200 株

この金額 金 100,000 円
ただし 1 株につき金 500 円

上記のとおり当会社の発起人として株式を引受けます。

昭和 年 月 日

住所 济口市大稲東町78番地

発起人 氏名 山根 敬美



(商号) 高榮工業株式会社

発起人総代御中

四
月

書受臣左林

七
月

高義新業株式会社 (受取) 一

林 005 左林面賃

田 000 001 金 賃金の二

田 0 0 2 金ちて左林上口

。またも受け左林アコト人賃金の共会當りまとの旨土

日 月 年 附註

東洋入希望書 (受取)
四
月

山 人 賃金

高義新業株式会社 (受取)

中聯会人賃金



株式引受書

1. (商号) 高栄工業株式会社

額面株式 400 株

この金額 金 200,000 円
ただし 1 株につき金 500 円

上記のとおり当会社の発起人として株式を引受けます。

昭和 年 月 日

住所 济口市大波東町78番地

発起人 氏名 田原和子

(商号) 高栄工業株式会社

発起人総代御中

印

書受臣左林

印

（号商） 一
味即人味發

林 佐 左 酸 醤

田 600,000 金 醤金の

田 0,000 金 佐左林

。すまむ受臣左林ア」人味發の林会當りは多の品土

日 月 年 味即

味即人味發

（号商）
味即人味發

中味即人味發



株式引受書

1. (商号) 高栄工業株式会社

額面株式 10 株

この金額 金 40,000 円

ただし 1 株につき金 500 円

上記のとおり当会社の発起人として株式を引受けます。

昭和 年 月 日

住所 高知縣吾川郡伊野町 3645 番地
発起人 氏名 八岡 美代子

(商号) 高栄工業株式会社

発起人総代御中

書受印左林

一株会社新日本銀行
（普通） 一
林 〇八 友林面額

田〇〇、二〇、
金 賠金の二

田〇〇、二〇〇金をもつて新日本銀行

。支那に受印左林と人頭税の掛合當りはるの旨土

日 月 年 附記

一株会社新日本銀行
（普通） 一
モニタ新日本銀行
各田 入頭税

一株会社新日本銀行
（普通） 一

中華人民共和国
入頭税



株式引受書

1. (商号) 高栄工業株式会社

額面株式 160 株

この金額 金 80,000 円
ただし 1 株につき金 500 円

上記のとおり当会社の発起人として株式を引受けます。

昭和 年 月 日

住所 高知県吾川郡伊野町上ノ庄番地
発起人 氏名 曽我部政義

(商号) 高栄工業株式会社

発起人総代御中



書受印左林

株式会社味の山 (長崎) 一

林 10/1 友林面館

円 800.00 金 酒金の二

円 0.00 金の二料工事代

。支度も受印左林丁士人味の山会計の五上

日 月 年 味の山

株式会社味の山 (長崎) 一
味の山会計の五上人味の山

株式会社味の山 (長崎) 一

中職分給入味の山



株式引受書

1. (商号) 高崇工業株式会社

額面株式 160 株

この金額 金 ~~10,000~~ 円
ただし 1 株につき金 500 円

上記のとおり当会社の発起人として株式を引受けます。

昭和 年 月 日

住所 裏屋川市豊里町川音一番八号

発起人 氏名 氏原 瞳史

(商号) 高崇工業株式会社

発起人総代御中



書受 田左林



株式会社新日本 (販商) . T

社 88 左林面醸

田 000,000 金 贈金の事

田 000,000 金ちの口料上口

。支那も受取左林ア」も入味發の其金當りはもの留土

日 目 年 味醸

新日本株式会社
支那入味發

株式会社新日本 (販商)

中華人民共和国



株式申込証

1. (商号)

高栄工業株式会社

額面株式 40 株

この金額 金 20,000 円

ただし発行価額 1 株に付 金 円

上記会社定款及び本証記載事項承認の上、株式を引き
受けたく申込致します。

昭和 年 月 日

住所 天理市株本町2237の1番地

申込人 氏名 山根鐘二郎



(商号) 高栄工業株式会社 発起人 御中

1. 定款認証の年月日

昭和 年 月 日

1. 認証した公証人の氏名

法務局所属公証人 (氏名)



高栄工業株式会社

1. 商号

1. 本店の所在地

天理市株本町2237の1番地

1. 目的

1. 会社が発行する株式の総数

株

1. 額面株式の1株の金額

円

1. 会社が設立の際に発行する株式に関する事項

発行する株式の総数 額面株式

株

株式の発行価額 1株につき金

円

1. 公告をする方法

1. 払込を取扱う銀行

(所在地)

(名称)





1. 株式の申込を取消すことができる時期

昭和 年 月末日までに創立総会が終結しないときには株式の申込を取消しすることができる。

1. 発起人の氏名住所及び発起人が引受けた額面株式の数 及び引受価額



1. 株式の譲渡制限 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

以上 (商号) の株主募集のため商法第 175 条第 2 項の規定により前記のことと記載した。



創立総会招集期間短縮の同意書

私共、株式引受人の全員は、商法所定の招集期間を短縮して、
昭和 年 月 日 高栄工業株式会社 の
創立総会を開催することに異議なく同意する。

昭和 年 月 日

(商号) 高栄工業株式会社

住所

株式引受人 氏名 氏原道教

住所

株式引受人 氏名 片岡常里

住所

株式引受人 氏名 山根敬美

住所

株式引受人 氏名 氏原和子

住所

株式引受人 氏名 片岡美代子

住所

株式引受人 氏名 氏原謙夫

住所

株式引受人 氏名 曾我部政義

住所

株式引受人 氏名



書意同の藤原間賀某附会縁立贈

。この藤原間賀某の家祖志商、お員全の人受臣左林、共述
。必ず意同くを難異ことこそす勧開き会縁立贈

日 目 手 味部

西洋工業株式会社 (是處)

視主

新潟原風呂 各田 人受臣左林

視主

新潟江國里 各田 人受臣左林

視主

新潟美濃心 各田 人受臣左林

視主

新潟中野内 各田 人受臣左林

視主

新潟北國大内 各田 人受臣左林

視主

新潟女舞原風呂 各田 人受臣左林

視主

新潟湯舟女舞 各田 人受臣左林

視主

新潟湯舟女舞 各田 人受臣左林

視主

新潟湯舟女舞 各田 人受臣左林



創立総会議事録

昭和 年 月 日 時 分

高栄工業株式会社の、当会社創立事務所において創立総会を開催した。

引受株式の総数 株

出席した株式引受人 名

この引受株の総数 株

(なお、この創立総会については、法定の招集期間を短縮して開催することについて、あらかじめ株式引受人全員の同意を得ている。)

上記のとおり、株式引受人が出席したので、発起人総代から、総会は適法に成立したので、これより創立総会を開催する旨を宣し、議事進行上議長の選任を諮ったところ、満場一致で株式引受人を議長に選任した。

議長 は、就任の挨拶をした後、議長席につき、議事を進行した。

第1号議案 創立に関する事項報告の件

発起人総代 は、発起人を代表して、当会社の設立経過を説明した後、創立に関する事項を詳細に報告したところ、全員これを承認した。

第2号議案 定款承認の件

議長は定款を朗読し、この議定方を諮ったところ、



全員異議なくこれを承認した。

第3号議案 取締役及び監査役選任の件

議長は、取締役、監査役を選任したい旨を述べその方法を諮ったところ、株主の大部分から議長に一任したいとの発言があり、議場も一同これを承認したので、議長は下記の者を取締役及び監査役に指名し、その賛否を問うたところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

取締役に

放 美里子
道 敬常和
原 根 因原 原
氏 山 伸氏

監査役に

疋 丈

なお、被選任者は、いずれもその就任を承諾した。

議長はこれより、取締役会において、代表取締役を決定する必要があるので、約 分の休憩をしたい旨を述べ、一同これを承認し、休憩に入る。

時 分再開し、議長の紹介により、代表取締役に が就任した旨報告があり、同氏より就任の挨拶があった。

第4号議案 商法第184条所定の調査報告に関する件

議長は、商法第184条所定の調査報告をさせるため、取締役、監査役に対し調査報告を求めたところ、取締役は、取締役及び監査役を代表して、別紙報告書のとおり、これに関する詳細な報告をなし、一同これを承認可決した。



第5号議案 役員報酬額承認の件

議長は、取締役及び監査役の報酬総額を、年額金 円
以内とし、配分方法は取締役会一任と決定してもらいたい旨を述べ、その議決方を諮ったところ、一同これを承認可決した。

以上をもって、本総会の議案全部を終了したので、議長は閉会の挨拶を述べ 時 分散会した。

上記の議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議事録を作り、議長及び出席取締役これに記名押印する。

昭和 年 月 日

(商号) 高栄工業株式会社 創立総会

議長 氏原道教



出席取締役 山根敏美



同 氏原和子



同 氏原睦夫



廿四史草堂圖書館
藏書
卷之三
清
康熙
丙子
年
正月
日
書
于
京
中
國
學
院
圖
書
室
藏

清
康熙
丙子
年
正月
日
書
于
京
中
國
學
院
圖
書
室
藏



調査報告書

昭和 年 月 日 高榮工業株式会社創立総会で、私共は取締役及び監査役に選任されたので、商法第184条の規定に基づいて調査をした結果は、次のとおりである。

調査事項

1. 会社の設立に際して発行する株式の総数(うち発起人の引受によるもの 株、募集によるもの 株)は、昭和 年 月 日までに引受があったことを認める。
2. 各株につき、昭和 年 月 日までにその発行価額の全額の払込みがあったことは の払込金保管証明書により認め得る。
3. 発起人が受くべき特別の利益、現物出資をなす者、会社成立後に譲り受けることを約した財産、会社の負担に帰すべき設立費用、発起人が受くべき報酬等の定めはない。

以上、商法の規定に従い報告する

昭和 年 月 日

(商号)

高榮工業株式会社

取締役 氏原道教



同 山根敬美



同 氏原和子



監査役 氏原睦文





書 告 辨 査 論

贈山永念治右衛門と伊藤
日 月 手 味印
去商、アの太火を鑿ヒ辨査證ヒ及辨證印共体、ア全體立
あアリはアの太火結果詠ヒ辨査證アヒテ基ヒ宝財の柔184
。8.

貞 事 査 論

もニ受臣の人跡發さド)辨證の左林るす旨義アヒ鑿ヒ立體の計会、
お(林) のよるもコ裏裏、林 やまと
。る由騒きうこ此にあは受臣ニアマ日 日 月 手 味印
勘音発のチコアマ日 日 月 手 味印 参ヒコ林各 3
封上ニ此にあはる五井の賭全の賭
。る野や騒りもコ書即彌普料金スルの
辨立如計会、昔すまき資出辨證、益財の既得アヒテ受人跡發、
費立體アヒテ駆ヒ時負の計会、重複アヒテ既きうこモ受ヒ鑿ヒ
。ツキおひ宝の辨査證アヒテ受人跡發、出
るす吉辨の辨ヒ宝財の去商、土題

日 月 手 味印

辨査證の辨證印

(去商)



辨證印

辨證印



辨證印

同



辨證印

同



辨證印

辨證印



就任承諾書

(住所) 高知県吾川郡伊野町3.645番地

(氏名) 井岡 美代子

記

私はこのたび に選任されましたから、その就任を承諾いたします。

昭和 年 月 日

上記 (氏名)

井岡 美代子

(商号) 高洋工業株式会社

御中

舊約全書

人 雜

(豫章) 市長官總理事二處(主辦) 聞思三處(主辦) 財政司

(第四) 次回大文

五

第二題 田舎の風景

む式のことを
。また「式の基本を用

日 貨 索 味 部

上書

卷之六

中論

(诊断) 湿疹

印鑑届



	<p>奈良縣天理市 高榮工業株式會社 代表取締役 氏原道教 大正14年3月10日生 (昭和45年 月 日 提出)</p>
--	--

上記印鑑は株式會社高榮工業株式會社の代表取締役
印として使用することと御届けします

奈良縣天理市

株式會社高榮工業株式會社
代表取締役 氏原道教



上記印鑑は高榮工業株式會社の代表取締役印に相違
ござらぬと保証します

昭和45年11月 日

大阪府守口市大枝東町48番地

氏原和子

大阪府守口市大枝東町48番地

山根敏美



奈良地方檢察局 天理出張所 御中

年 品 賞

濟南市民主委員會
社會主義建設成就展覽
開幕式慶祝大會
（1956年1月1日）



濟南市民主委員會社會主義建設成就展覽開幕式慶祝大會

濟南市民主委員會

社會主義建設成就展覽大會

濟南市民主委員會社會主義建設成就展覽開幕式慶祝大會

濟南市民主委員會社會主義建設成就展覽開幕式慶祝大會

濟南市民主委員會社會主義建設成就展覽開幕式慶祝大會

濟南市民主委員會社會主義建設成就展覽開幕式慶祝大會

濟南市民主委員會社會主義建設成就展覽開幕式慶祝大會

濟南市民主委員會社會主義建設成就展覽開幕式慶祝大會

濟南市民主委員會社會主義建設成就展覽開幕式慶祝大會

濟南市民主委員會社會主義建設成就展覽開幕式慶祝大會

印鑑届

印鑑	(本店) 天理市 横木町高品 (商号) 高栄工業株式会社 代表取締役 代原道故 大正 14年 1月 10日生

上記の印鑑をお届けします。

昭和 年 月 日

(商号) 高栄工業株式会社

届出人 代表取締役 代原道故



上記のとおり相違ないことを保証します。

昭和 年 月 日

住 所 齊口市大枝東町 78番地

保証人 代原 和子



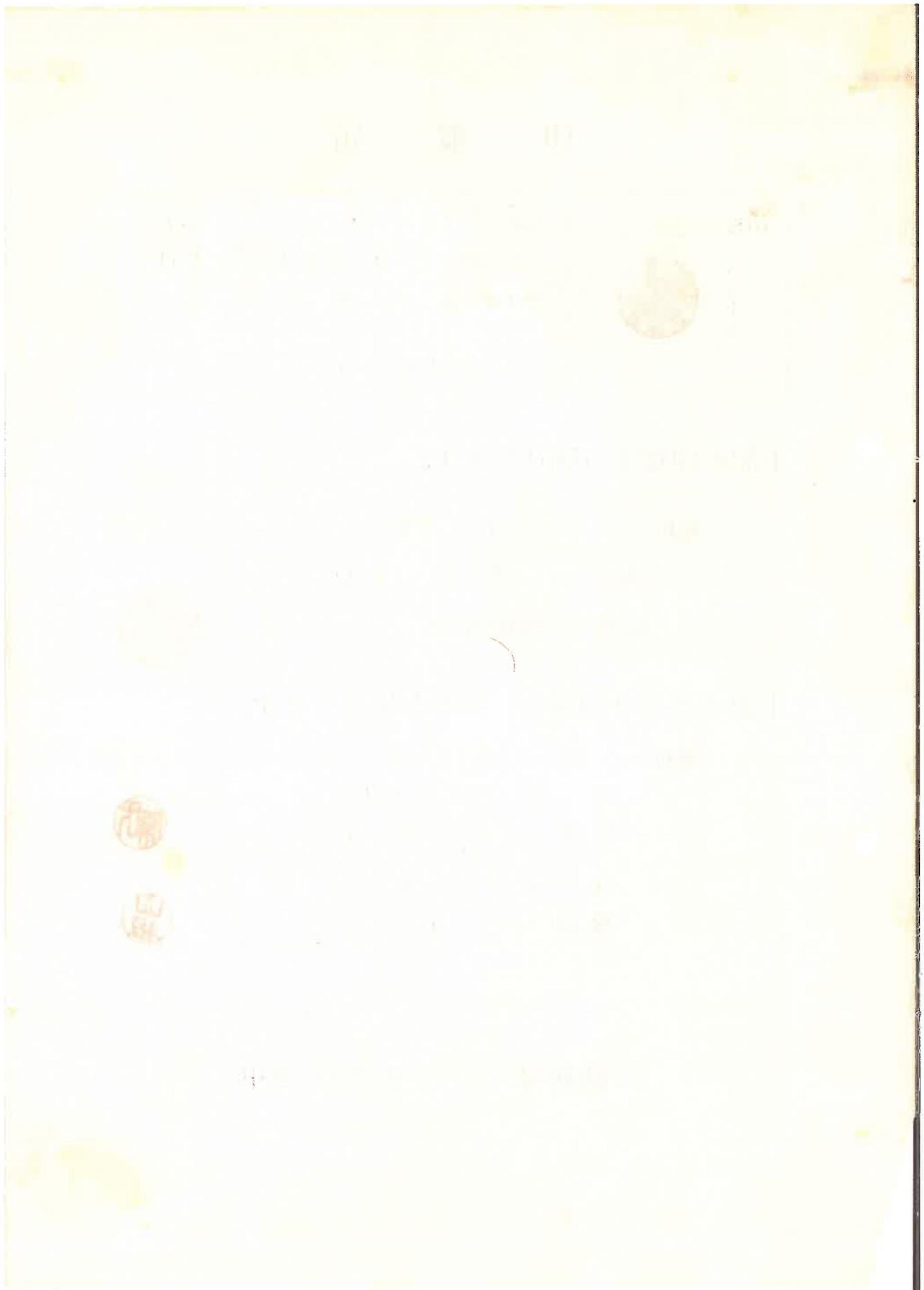
住 所 齊口市大枝東町 78番地

保証人 山根 敏美



法務局

出張所 御中



この写しは定款の原本と相違ありません。

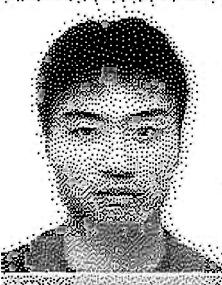
令和6年4月30日.

高榮工業株式会社

代表取締役 氏原里志



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第290124号

免状交付日 平成30年1月17日

本籍 奈良県

氏名 氏原 誠

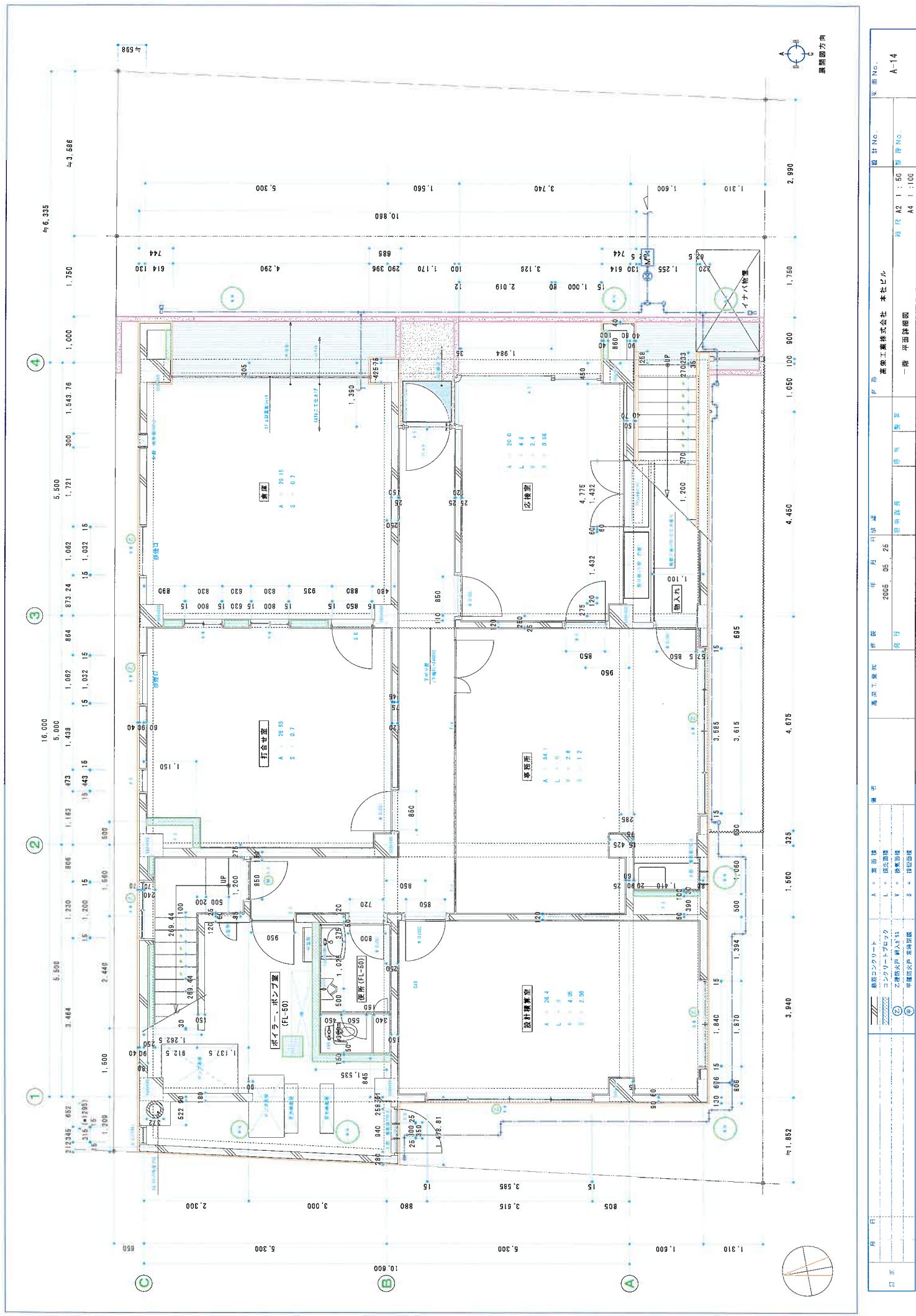
生年月日 平成2年5月26日

写真の書換え期限
2028年2月29日

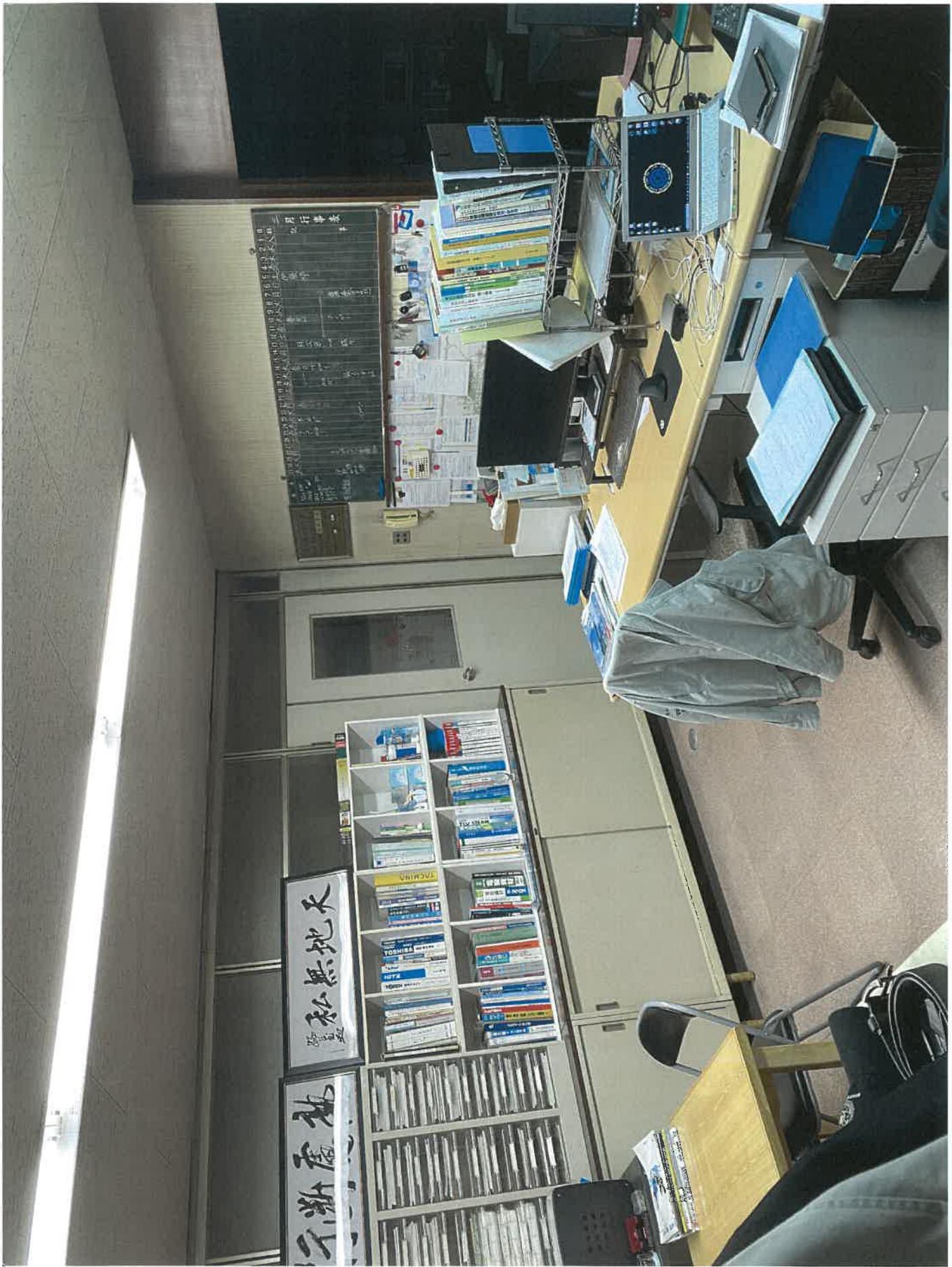
公益財団法人 給水工事技術振興財団理事長











指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 4 月 30 日

申請者 氏名又は名称
 高栄工業株式会社
 〒632-0017
 奈良県天理市田部町94-5
 代表者氏名 代表取締役 氏原 望志
 電話番号 0743-63-2355
 FAX番号 0743-62-3102
 メールアドレス m.u.kouei@celery.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数		者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称

住 所

代表者 氏名

高栄工業株式会社

〒632-0017

奈良県天理市田部町94-5
代表取締役 氏原 誠

選 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解 任 の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	高栄工業株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
ウジハラ マコト 氏原 誠	第290124号	

（備考）この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第290124号

免状交付日 平成30年1月17日

本籍地 奈良県

氏名 氏原 誠

生年月日 平成2年5月26日

免許の有効期限
2028年2月29日

公益財団法人 給水工事技術振興財団理事長

